

大学コンソーシアム岡山規約

(名 称)

第1条 本会は、「大学コンソーシアム岡山（以下「コンソーシアム」という。）」と称する。

(目 的)

第2条 コンソーシアムは、「岡山県内各高等教育機関の連携」を推進することにより、持てる知的資源を積極的に活用し、また、地域社会及び産業界との緊密な連携によって、「時代に合った魅力のある高等教育の創造」、そして「活力ある人づくり・街づくりへの貢献」を目指して、その実現に取り組むことを目的とする。

(事 業)

第3条 コンソーシアムの目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 大学教育事業 単位互換、国際交流、FD、SD、高大連携、連携教育プログラムの構築など
- 二 社会人教育事業 シティ・カレッジ、コミュニティ・カレッジ、地域創成学教育など
- 三 産学官連携事業 インターンシップ、地域活性化活動、エコ啓発活動、ボランティア活動、キャリア教育、高大キャリア教育、高大連携、産学官共同研究、起業家育成、NPOリーダー育成など
- 四 その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 コンソーシアムは、正会員、特別会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は、コンソーシアムの目的に賛同し、事業に参画する岡山県内に所在する高等教育機関、地方公共団体、企業その他法人・団体（以下「高等教育機関等」という。）とする。
- 3 特別会員は、コンソーシアムが行う事業に協力する高等教育機関等とする。
- 4 賛助会員は、コンソーシアムが行う事業に協賛する高等教育機関等及び個人とする。
- 5 特別会員及び賛助会員に関する必要事項は、代表者会議の議を経て別に定める。

(入会及び退会)

第5条 会員として入会をしようとする者は、入会申込書を会長に提出して申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

- 2 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(会 費)

第6条 正会員は、代表者会議で別に定める会費を納入しなければならない。

(役 員)

第7条 コンソーシアムに、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名
- 三 監事 2名

(役員の選任及び任期)

第8条 役員は、正会員である高等教育機関等の代表者のうちから、代表者会議において互選により選任する。

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 会長は、コンソーシアムを代表し、代表者会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した順により、その職務を代行する。

- 3 監事は業務及び会計を監査する。

(顧問及び特別顧問)

第10条 コンソーシアムに顧問を置くことができる。

- 2 コンソーシアムに特別顧問を置くことができる。特別顧問は代表者会議にオブザーバーとして参加し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 特別顧問は正会員が推薦し、基本方針検討委員会で審議決定する。

(代表者会議)

第11条 代表者会議は、正会員で構成する。

- 2 代表者会議は、次の事項を審議・決定する。

- 一 規約の変更
- 二 会費の額
- 三 役員の選任
- 四 事業計画及び収支予算の承認
- 五 事業報告及び収支決算の承認
- 六 特別会員及び賛助会員に関する事項
- 七 その他コンソーシアムの運営に関する重要事項

- 3 代表者会議は、会長が招集し、議長となる。

- 4 代表者会議は、正会員数の2分1以上の出席をもって成立する。

- 5 議決は、議長を除く出席正会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

- 6 やむを得ない理由のため、代表者会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権行使することができる。これにより表決権行使した正会員は、第4項の規定については出席したものとみなす。

- 7 会長は、代表者会議に特別会員又は賛助会員の出席を要請し、必要に応じ意見を述べさせることができる。

(基本方針検討委員会)

第12条 代表者会議は、コンソーシアムの基本方針に関する検討を行うために、基本方針検討委員会を置く。

- 2 基本方針検討委員会の規程は別に定める。

(運営委員会)

第13条 コンソーシアムは、円滑な事業運営のため運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項については、別に定める。

(事業部)

第14条 コンソーシアムに、第3条各号の事業を実施するため、次の事業部を置く。

- 一 大学教育事業部
- 二 社会人教育事業部
- 三 産学官連携事業部

2 事業部に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第15条 コンソーシアムの会務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、別に定める。

(会計)

第16条 コンソーシアムの運営のための経費は、会員の会費、寄附金、その他収入をもって充てる。

2 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 会計の取扱いに関する必要な事項については、別に定める。

4 監事は、年1回の監査を行い、その結果を代表者会議に報告する。

(規約の改廃)

第17条 本規約の改廃は、代表者会議の議を経て行う。

(その他)

第18条 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に必要な事項は、代表者会議の議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年9月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年1月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年3月6日から施行する。